

第3 医療支援給付指定機関

支援法による医療支援給付のための医療を担当する機関は、生活保護法に基づく指定医療機関の指定を受けているものについて、支援給付の医療機関としても指定するものとする。

この場合の指定手続き等は次によるものとする。

- 1 平成20年4月1日前に生活保護法により指定を受けた医療機関については、支援法附則第3条により指定を受けたものとみなす。
- 2 平成20年4月1日以後、新たに生活保護法による指定医療機関の指定を受けた医療機関については同時に支援給付の指定を行うものとする。

この場合、生活保護法による指定申請様式において、支援給付の申請である旨を明らかにすれば、同一の書面で提出させて差し支えないこと。